

平成18年 第2回定例会 一般質問

○議長 本田 哲也君

11番、益田議員の一般質問を許します。11番、益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

お疲れのところでございますが、最後でございますのでよろしくお願いいたします。11番、益田美恵子、一般質問をさせていただきます。

初めに、男女共同参画社会基本法についてお尋ねいたします。

去る5月13日、福岡市で猪口内閣府特命担当大臣少子化男女共同参画担当をお迎えして、九州ブロック地域の大臣による男女共同参画研修会が行われました。

内容は、社会的性別の正確な理解と男女共同参画社会の形成に向けてであります。男女共同参画社会基本法は、平成11年6月23日公布施行されましたが、遅々として進まない地方公共団体の状況に、特命担当大臣みずから出向いて推進を促しておられる姿に、各自治体代表参加者の反応は、気になるところです。そこで、芦屋町の基本法に対する認識と取り組みについてお尋ねいたします。

それから、県内の条例制定の状況、また政策、方針決定過程への女性の参画状況、何名で何%かをお願いいたします。

大きな2点目に、移住外国人の子育て及び日本語学習のサポートについてお尋ねいたします。

日本で暮らす外国人登録者は、200万人にも上ると言われ、また平成16年度には3万9,500組が国際結婚とのこと。外国人と暮らすことが、今ではごく普通の時代となりました。しかし、異国暮らしの不安に子育てのストレスが重なって、言葉の問題からだれにも相談できずに1人で苦しんでいる外国人女性が多いと聞いております。

そこでお尋ねいたします。芦屋町にどのくらいの移住外国人が居住しておられるのか、おおむね5年間。

2、日本人と国際結婚されている外国人女性はどのくらいおられるのか。

3、子育てと日本語を同時に学べる場所の提供はできないのかお尋ねいたします。

4、アンケート調査、プライバシーに介入しない範囲で必要課題は何かの実施をいただいたらどうでしょうか、以上の点について第1回目の質問を終わります。

○議長 本田 哲也君

執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

お答えをさせていただきます。

男女共同参画社会基本法に対する認識ということでございますが、これにつきましては、男女

が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現という課題があるということが第1点目とっております。

第2点目といたしましては、国、地方公共団体及び国民の男女共同社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進する、このようなものと認識をしております。また、芦屋町のマスタープラン第4章、歴史と文化を感じる心豊かな人が育つまちを目指しての中では、男女が個人としての人権を尊重され、ともに支え合い、ともに参画する社会の実現を目指すとして、これを推進することにしております。

次に、芦屋町の取り組み状況についてのお答えをいたします。

仮称ではございますが、芦屋町男女共同参画推進プランを策定するためのワーキングチームを設置しており、この中で検討を進めているところです。このチームは、職員公募によりまして、女性6人、男性2人の8人で構成をしています。また、昨年1月には男女共同参画住民意識調査を実施いたしました。

調査は、18歳以上の女性600人、男性400人の合計1,000人を対象に無作為抽出で行いました。この調査結果につきましては、昨年8月1日の広報及びホームページで公表をしたところでございます。また、近々においては、本年3月に北九州地区男女共同参画地域フォーラムに芦屋町から23人の方が出席されております。

この計画につきましては、国が昨年12月に策定した第2次男女共同参画基本計画など、これなどを参考とし、執行部素案をまとめ、パブリックコメントにより住民の皆さんのご意見をちょうだいしながらまとめていきたいと考えております。

次に、県内の条例制定状況についてのご質問ということでございます。

平成18年5月10日に開催されました市町村男女共同参画福祉行政担当課長会議におきまして、その時点で県が把握している状況で、まずはご説明をさせていただきます。県内で男女共同参画に関する条例を制定している市及び町は、全部で20団体でございます。このうち市が15団体、町におきましては5団体となっております。

なお、条例ではなく男女共同参画に係る計画、いわゆる基本計画、実施計画や行動計画などを策定している団体についてあわせてご説明をさせていただきます。県全体では、28団体で計画が策定されております。内訳は、市では20団体、町におきましては8団体でございます。

続きまして、政策決定過程での女性の参画状況というご質問でございますが、これについては地方自治法第202条の3、この規定に基づきます審議会など、つまりいわゆる附属機関における女性の登用状況で説明をさせていただきます。

まず、県内全体のことでございますが、県内全体では委員の総数1万9,601人で、そのうち女性委員は4,050人、全体の比率といたしましては、20.7%でございます。県全体では

このようなことですが、このうち町村の比率等でございますが、委員総数、町村では9,252人で、そのうち女性委員は1,466人で全体として町村では15.8%という内容でございます。

芦屋町におきましては、委員総数213人です。そのうちの女性委員は38人ございまして、女性の比率は17.8%となっております。したがって、県全体の平均値よりは低く、町村の平均値からしますと2ポイント程度高くなっております。

ただいまの説明は、平成17年4月1日の状況ですが、近々で平成18年4月1日の状況を調査しております。芦屋町の平成18年4月の1日の状況は、県全体のものは出ておりませんが、芦屋町のものだけでございますが、委員総数215人に対しまして、女性委員の人数は45人ということで、登用率にいたしまして20.9%ということで、17年度よりは若干上昇しております。

以上で、男女共同参画社会基本法に関する回答といたします。

○議長 本田 哲也君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

大きな2項目めの①町内にどのくらいの移住外国人が居住しているのかということでございますが、本年の5月末現在で町内におられる外国人は92人です。5年以内となりますと9人です。②の日本人と国際結婚している外国人女性は9人です。5年以内となりますと5人です。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

子育てと日本語同時に学べる場所の提供はどうかというお話であります。今課長の方から報告がありましたように、本当ごく少数の方でございました。また、同時にまたこれ子育てと日本語同時に学べる場所というのがなかなか難しいんじゃないかなちゅことで考えてまして、ただ現実的にそういう方が、多くの方がおられるということであれば、十分また勉強しなければならないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

アンケート調査は実施しないのですかというご質問でございました。

先ほど町長からもちょっと話がありましたが、人数が少ないこともあって広域的な取り組みが

必要ではなかろうかというようなご発言がございましたが、まあそういうふうアンケート調査も広域的な観点での調査が必要かなというふうに感じております。

先ほどの住民課長の方からも説明がありましたが、日本人男性と結婚し、かつ5年以内に芦屋町へ転入された外国人女性は5人、居住としては9人という説明があったわけです。対象者が少ないことがありまして、アンケートというよりは、個別の相談で対応することの方が適当ではないかと考えております。したがって、相談業務につきましては現在環境福祉課で行っておりますので、そこで対応していくことになるものと考えます。

また、個別とはいっても、該当者に対しまして何か不都合なことはありませんかなど、役場の方から投げかけることについては、プライバシーの関係で若干問題もあるのかなと思っております。このため、相談につきましては、いろんなことで受け付けておりますので、このことを広く広報の方でお知らせをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

ちょっと聞き漏らしたところがありますので、もう一点、最初お聞きしたいんですが、男女共同参画社会基本法に基づく、芦屋町では基本計画のワーキングチームをつくっているということではよろしいのでしょうか。総理大臣が本部長ですから、こちらでは町長が当然指揮官になるわけですね。そういった本部長、総理大臣みずから本部長を努めながら、これが基本法ができて、今度の第2次の改革となっていってるわけですね、内容の改革。それが本当にジェンダーの問題とか、それから暴力の問題、DVの問題とか、もう多岐にわたってますので、これはやはり煮詰めて、しっかりつくり上げて今後の課題の中でいろんな問題が出てきたときには、これを適用していただくとということにおいて、じゃあいつごろまでにこれができるのかお尋ねいたします。

○議長 本田 哲也君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

今のところ素案の素案と申しますか、素案の段階づくりのことでございます。私どもの希望としては、そのでき得れば今年度中に何とかの形をやりたいというふうには思っております。ただし、パブリックコメントをするということであれば、ちょっと前後1カ月ぐらいはその時期をとらえるということにもなるでしょうし、まあいろんなスケジュールからしてできるだけ今年度中には上げたいというふうには考えてはおります。

以上です。

○議長 本田 哲也君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

そんなに私も手がけてあるのであれば、本当にしっかり中身を皆さんで議論していただいて、立派なものをつくり上げていただきたいなとこのように思っております。岡垣は条例ができておりますけれども、何かDランクに、福岡県の中でもA、B、C、Dとこうランクづけがあるみたいで、何かDランクに入っているようなお話があつて、町長みずからもこの前のその大臣の講演があつたときにおいでになっておりました。はあ、町長みずから見えてるんですねってお話したんですけども、やはり中身の問題を問われているので、それに関する勉強に私はおいでになったんだな、このように受け取っておりました。

じゃあ、もうこの問題におきましては、しっかり議論をしていただきまして、よりよいものができ上がることを期待して、この問題は終わらせていただきます。

次に、2点目の課題ですが、皆さんも記憶に新しいと思いますが、滋賀県長浜市で無残にもですね、中国人女性による園児殺害事件が起きたことは記憶に新しいと思います。その園児殺害事件の背景にも子育ての悩みを1人で抱え込んだ姿が浮き彫りになりましたと言われております。国籍の違いや言葉の壁が地域での壁となり、地域における園児の母親ともなじめなかつたと言われております。

また、その当時、新聞各社におきましては、見出しの中にも言葉の壁、周囲も悔しいという、周囲の方の声ですね、とか、子育てに伴い悩み、一緒に悩むことができたなら、また子育て文化になじめなかつたとか、地域社会が無感心であつたとか、地域社会崩れ核家族化になってしまつてることが相談を受け入れることができなかつたとか、このような表現がうるさされておりました。

それで、芦屋町では先ほどお聞きしましたら、少人数ではございますが、やはり二度と起こしてはいけない痛ましい事件でありますゆえに、何とか少人数であっても再発防止のためにそういった勉強する場所、また子育て、悩みを伴いでですね、勉強するということは子供も連れていったりいたしますので、その中で日本語を覚えながら子育ての悩みもそこで皆さんと共有し合うというそういったものができ上がるといいかなと私は思ったわけですね。

これは、県下の中でも先駆的に取り組んだ教室がございまして、田川郡の旧方城町の社会福祉協議会が主体となって、平成14年9月より月2回開催している子育てサロン日本語教室というものであります。これが大反響を呼びまして、この卒業のときのメッセージ集がございまして、このメッセージ集を読ませていただきたいと思います。1つだけですので。

もう1年が終わりました、字がいろいろ難しい字で、きれいには書いてありません。もう1年が

終わりました。皆さんお疲れさまでした。この1年間いろいろなことをしました。子供たちと料理をしたり、新しい友達をつくったり、たくさん宿題をもらったり、写真を撮ったりしました。もう4年間、毎月2回日本語クラスに楽しく通っています。これは習慣になりました。日々の生活で、日本語クラスは別世界になりました。外国人の奥さんは大変です、ご自分がおっしゃってるんですけどね。

日本の文化、習慣、料理、言葉すぐできるようになりません、ストレスがたまります、悲しくて悔しいことや、わからないことがいっぱいあります。だから、日本語クラスは私の心の薬になりました。先生たちは頑張りました、先生も頑張っていたということですね、頑張りました。じっと我慢してわからないことを説明してくれたり、困ったら注意してくれたりしました。

このクラスのために自信を持った人間になりました。福智町になってからも、合併したんですね。それで、福智町になってからも私の小さい世界を守ってほしいです。お願いいたします。力になってくれると確信しています。来年もよろしくお願いいたします。アンジェラ。このウクライナ出身で書いてありますけども、本当に私たちのわからない、もう悩みをたくさん考えながら、感じておられながら、福岡でも何ちゅんですか、国際結婚される方の半数が離婚に至ってるそうです。

で、そういったところから見ても、芦屋町でも私も伺ったことがございますが、離婚をなさったというお話も伺ったりしております。恐らく文化の違い、言葉の違いとか、いろいろあろうかと思いますが、もう一度この点についての少人数であってもいろんな手法があろうかと思しますので、再度お尋ねいたします。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

私自身当初は、少なれば郡内というか、郡内にもたくさんおられる。芦屋町の場合、今申し上げたように、5年以内では5名の方ということの課長から報告がありましたように、非常に限られた方であるし、国籍一人ずつ聞いたわけではありませんが、国籍もやっぱりまちまちのところがあるところがあるみたいでありまして、やっぱり国籍が違うということは、いろいろ子育ての文化だとか、恐らくいろんな文化の違いもあるかと思えます。

ただ、日本語を学ぶということについては共通だと思えますが、そのあたりを十分配慮しながら、できれば、もちろんアンケートなんかとってないわけでありまして、単町では難しいのかなと、ということであったんで、勉強会のときには広域的な観点、4町でそういうのを調べて、多くの方おられれば、ぜひ広域的な観点からそういう場所を提供したらいいねということで、勉強会ではそういうことを申し上げてたんですが、今お聞きしますと旧方城町の方で、まあ何名

の方おられたかわからないんですけども、少なくともやっとなるちゅことですから、調査したいと思うんですけども。

ただ、じゃあこれを日本語の教育をどなたがするのかと、まあそれ教員資格のある方がするのか、全くそのボランティアでそういうことをされておるんかどうか、そういうところについて、福智町に今度なりましたんで、そういう方々にちょっと教育委員会通じてお話をさしていただきたいというふうに考えてます。どういう方が実際、その日本語の教育というか、本当正式な教員の免許のある方がされたのか、本当こうボランティアだけでいいのかどうか、それとその国籍も今ウクライナでしたかですね、今言われたウクライナですかね。まあ、そういう方もおられるでしょうし、聞きますと芦屋の場合、フィリピンの方だとかおられるそうでもありますから、やっぱり国籍もいろいろ違うと思うんで、まあそれあたりが、英語圏ばかりの方じゃないかもしれないと思うし、ある面では例えばブラジルだとかなるとポルトガル語のということでしょうし、そういうところを十分調べさしていただいて、もちろんそれが容易にできるちゅことであれば取り組みたいと思うんですが、なかなかハードル高いなちゅのが実感でありましたけども、今初めて私も方城町で、旧方城町でやってたちゅことですから、まあ、十分に勉強さしていただきます。

○議長 本田 哲也君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

いろんなところからですね、ウクライナだけではないですね、いろんな方たちがこの文集には書いてあるんですけども、卒業、終了のときはですね、9名の外国人のヤングミセスの方々がとおっしゃってるから、そんなにたくさん教室ではないかと思えます。やはり、病院に行ってお医者様とのコミュニケーションもとれにくい、学校からの配布文書も読めないとか、やっぱり現実問題として、こうたくさん私わからない部門があるようですので、まずは先ほど個別、人数が少ないから個別とかね、やっぱり一番いいことだろうと本当思います。

やはり、そういった1人でも芦屋町の中から犠牲者を出さないという方向性にみんなが一丸となって努力をしていっていただきたい。で、方城町の方にも問い合わせしていただきまして、どのような方向性でなさってたのかをやっていただければありがたいなと思えます。

以上で本日は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 本田 哲也君

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。